

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 11 月 7 日（金）第 667 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告

示

- | | | |
|-----------------|------------|---|
| ○地域森林計画案の縦覧（2件） | （森林経営課取扱い） | 1 |
| ○漁船保険付保義務発生 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | （経営技術課取扱い） | 2 |
| ○肥料の登録事項の変更 | （経営技術課取扱い） | 2 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出 | （農地整備課取扱い） | 2 |
| ○地籍調査の成果の認証 | （農地保全課取扱い） | 3 |

公

告

- | | | |
|------------------|----------|---|
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） | 3 |
|------------------|----------|---|

告

示

鹿児島県告示第643号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により始良地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 7 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
始良森林計画区（霧島市、始良市及び始良郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
令和 7 年 11 月 7 日から同年 12 月 8 日まで

鹿児島県告示第644号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により熊毛地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 7 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
熊毛森林計画区（西之表市及び熊毛郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課
- 3 縦覧期間

令和 7 年 11 月 7 日から同年 12 月 8 日まで

鹿児島県告示第 645 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、笠沙加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

令和 7 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 646 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 7 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第 1252 号	令和 13 年 11 月 8 日	配合肥料	灰合肥料	りん酸全量 17.0 内く溶性りん酸 12.0 加里全量 16.0 内く溶性加里 12.0 内水溶性加里 10.0 く溶性苦土 4.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志町志布志 3309 番地

鹿児島県告示第 647 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨の届出があった。

令和 7 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		変更の内容			変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前	変更後	
鹿児島県肥第 1363 号	菌体肥料	イムタのチカラ	有限会社 縄文	鹿児島市武一丁目 2 番 10 号 J R 鹿児島中央ビル 1012	住所	鹿児島市武一丁目 43 番 15 号	鹿児島市武一丁目 2 番 10 号 J R 鹿児島中央ビル 1012	令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県告示第 648 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、徳之島用水土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

就任した役員の氏名及び住所

理事 伊田 正則 大島郡伊仙町崎原 816 番地 3

（任期 令和 7 年 9 月 8 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）

鹿児島県告示第649号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 7 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿児島市	令和 3 年 6 月 22 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市紫原三丁目の一部	令和 7 年 10 月 28 日
鹿児島市	令和 4 年 7 月 12 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市紫原三丁目の一部	令和 7 年 10 月 28 日
鹿児島市	令和 4 年 7 月 12 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市桜ヶ丘一丁目の一部	令和 7 年 10 月 28 日
鹿屋市	令和 5 年 9 月 8 日から 令和 6 年 12 月 2 日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市大始良町の一部	令和 7 年 10 月 28 日
鹿屋市	令和 5 年 10 月 11 日から 令和 6 年 12 月 2 日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市下高隈町の一部	令和 7 年 10 月 28 日
鹿屋市	令和 5 年 9 月 4 日から 令和 6 年 12 月 2 日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市吾平町麓の一部	令和 7 年 10 月 28 日
鹿屋市	令和 5 年 10 月 25 日から 令和 6 年 12 月 2 日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市吾平町上名及び吾平町下名の各一部	令和 7 年 10 月 28 日
西之表市	令和 5 年 8 月 1 日から 令和 6 年 12 月 23 日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市西之表の一部	令和 7 年 10 月 28 日
西之表市	令和 5 年 7 月 3 日から 令和 6 年 12 月 23 日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市古田の一部	令和 7 年 10 月 28 日
瀬戸内町	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 12 月 23 日まで	地籍図及び地籍簿	瀬戸内町大字古仁屋及び大字諸鈍の各一部	令和 7 年 10 月 28 日
瀬戸内町	令和 5 年 6 月 21 日から 令和 6 年 12 月 23 日まで	地籍図及び地籍簿	瀬戸内町大字節子の一部	令和 7 年 10 月 28 日
龍郷町	令和 5 年 6 月 19 日から 令和 6 年 12 月 11 日まで	地籍図及び地籍簿	龍郷町秋名及び幾里の各一部	令和 7 年 10 月 28 日

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 11 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（2 工区）

出水市高尾野町大久保字上小豆野5589番1の一部、5589番2の一部、5589番30の一部、5589番32、5595番、5596番5の一部及び5596番6の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

出水市高尾野町大久保5589－3

一般財団法人ひかりの郷

代表理事 鍋田未来